



鎖でしっかりつなぎましょう

が野良犬となつて人をかんだり、人に迷惑をかけたたりする原因になりますから絶対に犬を捨てないでください。犬を捨てた人は、県条例によつて三万円以下の罰金、拘留、または科料に処せられます。もし、いままで飼っていた犬を飼育できなくなった時は、保健所か市役所に相談してください。

★飼い犬は、飼い主やその家族には従順でも他人には猛犬となることがあります。訪問客や近づいた幼児などにかみつくことがないよう、安全な場所を選んでつないでおいてください。もしも、あなたの飼い犬が人をかんだら、すぐに保健所に連絡をして指示を受けてください。

★飼い主は公共の場所や建て物などを汚損させないように努めなければなりません。特に犬を散歩させる時は、ビニール袋、小さなスコップ、専用のちりとりなどを携帯し、飼い主が責任をもつて糞の後始末をしてください。また、犬の体はいつも清潔にしてノミなどが発生しないようにし、犬小屋周辺は悪臭で近所迷惑にならないようにしましょう。

★犬を飼っている場合、生後九十一日以上の子犬は登録することが法律で義務付けられています。市役所で登録の手続きをしてください。飼い犬が死亡した場合も届け出が必要です。

猫を飼っている人へ

★秋田県は、捨て猫を取り締まる条例がありません。しかし、捨て猫が野生化すると人に迷惑をかけることは、犬と同じことです。子猫のかわいいときだけ愛情を注ぐのではなく、一度飼い始めたら一生をともに生活する覚悟がほしい

ものです。

犬、猫を飼う喜びと責任

古くから人と犬、猫との結びつきは大変密接です。単にかわいがられるだけのペットというよりは、人間のよきパートナーとして付き合い合ってきました。犬はこれまで、狩猟犬や牧羊犬として利用されたり、愛玩犬として飼育繁殖されたりしてきました。現在、世界各国でいろいろな種類の犬が飼育されています。一方、飼い猫の歴史は古代エジプト時代までさかのぼるともいわれています。動物の中でも人と犬、猫との付き合いほど親密なものはありません。しかし、犬や猫も繁殖し過ぎて数が増えれば、みんな飼うというわけにはいかなくなりません。飼育しきれないほどの子供が生まれれば、捨てたり処分場へ送ったりということになります。それを防ぐためには、不妊、去勢手術を受けさせるのも一つの方法です。

犬や猫も私たち人間と同じ命あるものだというのを忘れないでください。

◇市では、犬と猫を飼う場合の心構えや注意事項などを分かりやすく解説した「わんわんブック」、「にゃんにゃんブック」を作成し、無料でお分けしています。

園生活課（内線206）



餌を求めてよその庭を物色中

犬の被害・苦情の届出状況

事 項	件 数
一般苦情	
野犬・放し飼い等	359
なき声	27
その他	28
小 計	414
衛生上の苦情	
脱糞	17
悪臭	2
脱毛	2
その他	2
小 計	23
被害	
犬にかまれた人	4
かみ傷以外の被害を受けた人	21
家畜等の被害	12
農地・庭園の被害	32
その他	43
小 計	112
合 計	549

猫の苦情届出状況

事 項	件 数
苦情	
なき声	16
脱糞・悪臭等	14
その他	1
合 計	31

(平成5年度 大館保健所扱い)